

# ＜受信環境クリーン月間～キレイな電波で、よりよい暮らし～＞の取組

- 四国総合通信局及び四国受信環境クリーン協議会では、毎年10月1日から10月31日までを「受信環境クリーン月間」として、テレビやラジオを良好に視聴できるように電波障害防止の活動に取り組んでいます。
- 本年度も、協議会会員による懸垂幕やポスター等の掲示、スポット放送や街頭のデジタルサイネージにより広く周知・宣伝を図るとともに、受信障害の相談対応を実施しました。

(参考)【四国受信環境クリーン協議会】テレビやラジオの受信環境に関する周知啓発を目的に、関係省庁、地方公共団体、放送事業者、放送関連団体・企業等で構成されています。  
【受信環境クリーン月間】四国受信環境クリーン協議会を含む地方協議会の中央機関である「受信環境クリーン中央協議会」が、毎年10月を「受信環境クリーン月間」と定め、昭和30年(1955年)から全国各地で放送電波受信障害防止に向けた活動を重点的に実施しています。



＜NHK局舎での懸垂幕による周知＞



＜愛媛県内放送事業者社屋での横断幕による周知＞



＜香川県内放送事業者社屋での懸垂幕による周知＞



＜徳島県内放送事業者ロビーでのポスターによる周知＞



＜愛媛県松山市内デジタルサイネージによる広告＞



＜高知県高知市内の電車による広報＞

四国総合通信局では、引き続き、よりよい放送受信環境を維持するための取組を実施していきます。  
【お問い合わせ先】四国総合通信局 情報通信部 放送課 TEL 089-936-5030